である者を除く。）が、前号の措置を講じようとする場合において、定量的計算モデルを用いようとするときに、あらかじめ、告示第七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出していること。

ロ　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

く。）が、前号の措置を講じようとする場合において、定量的計算モデルを用いようとするときに、あらかじめ、告示第七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出していること。

ロ　［同上］

2　［同上］

○総務省告示第二百五十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第一号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第七十三号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第一号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十五日　　総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
事務実施者	事務
行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）	行政機関に使用される庁舎等の入退館及び入退室の管理に係る事務
独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）	独立行政法人等に使用される庁舎等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	独立行政法人等が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務

改正前	
事務実施者	事務
行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）	行政機関に使用される庁舎等の入退館及び入退室の管理に係る事務
独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）	独立行政法人等に使用される庁舎等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	独立行政法人等が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務

地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）	機構に使用される事務所等の入退館及び入退室の管理に係る事務
	機構が管理する設備又は物品を使用する権限を有する者であることの識別及び認証等に係る事務

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○外務省告示第三百一号

バングラデシュ人民共和国政府は、平成十七年七月八日にウィーンで採択された「核物質の防護に関する条約の改正」の受諾書を平成二十九年七月四日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同改正は、同条約第二十条2の規定に従い、同日にバングラデシュ人民共和国について効力を生じた。

（平成二十九年七月二十七日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十九年八月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○農林水産省告示第千三百六十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、平成二十九年八月二十六日から施行する。

平成二十九年八月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
ＪＡ全農ミートフーズ株式会社東日本営業本部北部支店	埼玉県戸田市早瀬一丁目十二番七号

改正前	
ＪＡ全農ミートフーズ株式会社東日本営業本部北部支店	埼玉県戸田市大字美女木字向田千百二十六番二

○国土交通省告示第八百三号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第千三百一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一